

本日は当事務所へお越し頂き
ありがとうございました。

これから債務問題の処理の流れなどについてご説明いたします。

1 債務問題の解決方法について

債務問題の解決方法としては、一般には、任意整理、破産、民事再生という三つの方法があります。そして、それらの解決方法に先立ち、債権調査という作業を行います。

2 債権調査について

- (1) 債権調査とは、文字通り債権者の債権額を調査する、というものです。いかなる手続で債務問題を解決するかは、正確な負債額を知ることから始まります。

弁護士が受任すると、対象となる債権者に対して（破産、民事再生の可能性がある場合には原則、全債権者に対して）受任通知と呼ばれる通知を発送します。

この受任通知が債権者に届くと、債権者が貸金業者の場合、債務者（お客様のこと）に対する直接の取り立て行為を止めなければならないこととなります（貸金業規制法21条1項6号）。弁護士が介入すると貸金業者の請求が止まる、というのはこの受任通知によるものといえます。ただし、取り立てを止めなければならないのはあくまで貸金業者であり、それ以外の個人債権者や買掛債権者の取り立てまでは法的には止めることができません。また、訴訟による取立てまでは止めることができませんし（受任後、債権者から支払督促または訴状という書面がお客様の下へ届きましたら至急、当事務所へご連絡下さい。）、違法高利金融（闇金です。）のように規制に従う意志のない業者の取り立ても止まらないことが考えられます。

債権者が公正証書や債権の確定判決を持っている場合、不動産に担保がついている場合、保証人がついている場合は要注意です。公正証書や債権の確定判決を持っている場合、直ちにお給料や売掛金の差押えがなされるおそれがあります。不動産に担保がついていると、競売等にかげられる可能性があります。保証人がついていると、債権者は保証人に対して請求することが一般的です。

受任通知を出しますと、貸金業者は、その加盟する信用情報機関に弁護士が介入した旨を連絡します。その結果、受任通知後、介入していない貸金業者も弁護士の介入を知ることができるようになり、借入は難しくなります（もともと、負債の問題を解決しようとしているのですから、再借入が難しくなることはむしろ望ましいことと解釈することもできます。）。これがいわゆるブラックリストです。受任通知を出していない債権者のクレジットカードが使えなくなったり更新できないこともあります（ちなみに、破産・民事再生の場合は直ちに全てのクレジットカードが使えなくなります。）。ただ、たとえ任意整理であっても、クレジットカードの利用は控えていただきたいと思います（特にキャッシングは問題になります。）。

なお、ご相談後は借入をしないようにして下さい。受任後にご相談後の借入が判明した場合、辞任させて頂くことがあります。

また、ローン会社やリース会社に受任通知を出すと、通常、商品を引上げさせてくれ、ということになります。この場合、業者に商品を返還する必要があります。

受任通知に対して、早い債権者ですと1週間程度で回答してきますが、遅いところだと何ヶ月も待たされることがあります（また、金融業者以外の債権者は回答してこないことも多々あります。）。

銀行、信金、郵便貯金等に介入すると、その預金の引き出しができなくなり、負債と相殺されることとなります。ここで注意して頂きたいのはお給料、年金、その他の公的扶助が口座振込みによる場合で、その振込先の金融機関に介入する場合です。この場合、お給料等が停止された口座に振込まれると、お給料等が引き出せず、負債と相殺されることになってしまいます。

(2) 利息制限法と過払い

利息制限法という法律をお聞きになったことがあるかもしれません。文字通り利息の上限を定めた法律です。

利息制限法は、利息の上限を元本が10万円未満の場合、年率20%以下、100万円未満の場合18%以下、100万円以上の場合15%を上限としております。

しかしながら、多くの貸金業者は、この利息制限法以上の利息を取ってきました。これは、出資の受入れ、預り金及び、金利の取締りに関する法律（出資法）により、刑事罰が29.2%以上の金利とされてきたからです（閏年は29.28%）。利息制限法と出資法で上限利息が異なった結果、その間での貸し付けは利息制限法上は違法だが出資法上は違法ではないといういわゆるグレーゾーンが生じたのです（ところで、なぜ、このようなグレーゾーンが生じたのかは、立法当時の国会の解釈と裁判所で法令の解釈の仕方が異なったことによると思われる。国会は、出資法は利息制限法の特別法であり、貸金業者には利息制限法は適用されないと考えていたようです。）。

債務問題を処理する上では、利息制限法に引き直すと負債がいくらになるのか、といったことを計算します。その上で、後述の任意整理であれば、貸金業者に対して利息制限法上の金利で計算し直した金額に負債を減額してくれ、と申し入れをすることになるのです。

ただし、利息制限法を超える貸付けを行っていた全ての貸金業者に対して、利息制限法上の金利で引直し計算をした負債額で和解してくれ、と言えるわけではありません。通じない業者も当然にあります。その典型が公正証書を取られていたり不動産が担保になっている場合です。これらの場合、貸金業者に対して利息制限法上の金利で和解してくれ、と申し込むと、直ちにお給料の差押えや不動産担保の実行がなされてしまう危険があるのです。

では、利息制限法上の金利で引直し計算をすると、負債が一掃されてむしろ負債分以上に払っている場合はどうなるのでしょうか？

これがいわゆる過払い金というもので、裁判所は、原則として取り戻すことができる、と判断しています。

なお、原則として、とあるのは、取り戻すことができない場合があるからです。例えば、貸金業法上の一定の書面を交付している場合（非常に要件が厳しくこれを満たす業者はほとんどありませんが。）、過払い金が消滅時効にかかっている場合（これが一番問題です。いかなる場合に消滅時効にかかるのか、が現在、もっとも争われる部分です。）などです。また、事実上の問題ですが、証拠不十分な場合や業者が破綻している場合もあります。

債権調査の期間は、引直し計算作業等も必要ですので、早い場合で2ヶ月程度、通常は4～6ヶ月程度ですが、過払い金の回収のために訴訟を行わなければならないようなケースですと、1年以上かかることもあります。

3 任意整理について

任意整理とは、債権者（金融業者）との合意によって負債を軽くした上で返済を継続するというものです。

手続の特徴としては、裁判所を介するのではなく、あくまで個々の業者との合意によって行うものであるということ、全ての債権者を必ずしも対象とせず、一部の債権者とのみ合意することもできるということ、などが上げられます。

消費者金融の場合、先に述べた利息制限法上の金利で引直し計算をした負債額で和解をすることが多いです（一部、任意整理後も利息を要求する業者があります。）。また、過払い金の回収がある場合、その回収した過払い金を他の貸金業者の負債に充当することも行います。

返済方法としては、和解契約後の利息を免除した上で36回～60回程度で返済するケースが多いです。なお、業者によって可能な返済回数が変わってきます。

任意整理を行うことができるかは、負債を利息制限法上の金利で引直し計算し、算出された負債を36回～60回程度で返済できるか、といった観点から考えることとなります。もし、返済が難しいようであれば、その他の手続をおすすめすることになります。

なお、受任後は、介入する債権者への返済はストップして下さい。返済をされますと、負債額を確定できず、いつまでも業者と和解できないことになりかねません。

3 破産について

- (1) 破産とは、財産関係を清算してその財産を債権者に平等分配する手続です。また、一般には、免責手続という、いわば借金をチャラにする手続を含めて考えられています（法的には財産の精算と債権者への配当を行う破産手続と、借金をチャラにする免責手続は別の手続となります。）。
- (2) まず、財産の換価・処分・配当を行う破産手続き、いわば免責手続を含まない狭い意味での破産手続からご説明します。

破産手続は精算型の倒産処理制度であって、持っている財産は全部処分するのが原則です。とはいうものの、財産的価値のないものは換価処分しようにもできなかつたり、かえって換価費用の方がかかってしまったりするので、そのまま保持することができます。また、差押えが禁止される生活必需品のようなものも換価処分されません。実際に問題となるのは不動産や自動車などが多いです。意外なところで退職金や保険の解約返戻金、遺産分割未了の不動産などがあります。注意してください。

次に、破産手続を実際に遂行するのは誰か、です。裁判所は忙しいので実際に手続きを行うのは裁判所の代理人です。これを破産管財人といいます。裁判所が弁護士から選任して行っています。なお、この破産管財人が付く場合の費用は申立人の方で負担する必要があります。東京では、現在のところ最低20万円となっており、金額は裁判所が決めることとなります。また、破産管財人が付く場合でも、資産や負債が比較的少額の場合には、簡易な手続による運用がなされている裁判所が多いです（これを一般に少額管財手続と言っております。）。

では、破産管財人を付けてまで財産の換価・処分を行ったり、その他の調査の必要がない場合はどうでしょうか？この場合に最低20万円の費用を申立人に用意してもらうのは酷なことです。そこで、財産がなく、後述の免責不許可事由がない場合など、裁判所として破産管財人を付けなくても特に問題がないな、と思う場合については、管財人を付けないこととなります。これを同時破産廃止といいます。破産手続の開始と同時に財産の換価・処分を行う破産手続を廃止（終了）してしまうのです。同時廃止になるかどうかは裁判所の判断によって決まります。

- (3) 破産手続が終了すると今度は免責手続です。破産手続は財産を換価・処分して債権者に配当する手続ですので、破産手続が終了した段階では、負債は残ったままの状態です。この負債の支払いを免除する、というのが裁判所の免責決定であり、免責手続はこの免責決定を出すかどうかを審理する手続といえます。

では、どういう方に免責決定が出されているのかといいますと、法律の定めた免責不許可事由がない債務者、すなわち破産に至ってしまったものの、破産手続が終了するまでの間、徒に負債を増やしたり財産を減少させることがなく、裁判所や破産管財人に協力的であった誠実な債務者に免責決定がなされているといえます。

この免責不許可事由の主なものとしては、①財産の隠匿（財産隠しです。）、②浪費やギャンブルによって財産を減少させた場合、③違法高利金融（闇金）から違法金利で借入をしたり、クレジットカードの物販枠で買った商品を直ちに売って現金化（換金）するなどして負債を大きくした場合、④取り込み詐欺を行った場合、⑤帳簿等を偽造・変造した場合、⑥裁判所や破産管財人の求める説明に答ええないなど破産手続に協力的でない場合、⑦虚偽の説明があった場合、などが上げられます。

では、免責不許可事由があると常に免責が認められないのかということもそういう訳でもありません。裁判所は、法定の免責不許可事由があっても、その裁量をもって免責を出すことができます。これを裁量免責といいます。実際には、この裁量免責が広く運用されており、浪費やギャンブル、違法高利金融からの借入などは、その事実をきちんと報告し、反省をしていれば、多くの場合、裁量免責がなされています。

- (4) 債権調査から破産手続の申立までは、短い場合で1～2ヶ月程度ですが、不動産の任意売却等を行ったり、訴訟による資産の回収などが必要な場合には1年以上かかるケースもあります。
- (5) 申立をしますと、裁判所は破産開始決定をするかどうかを審理します。八王子支部の場合ですと原則として書面審理となります。滅多にはありませんが、営業が継続している会社で審理に時間がかかる場合など、保全管理人が選任されるなどの保全処分がなされることがあります。

裁判所が破産の開始決定を出しますと破産手続きの開始です。なお、同時廃止の場合には、この開始決定の際、同時廃止の決定もなされます。これらの決定は官報という国が出している新聞にも載ります。

同時廃止の場合、同時廃止の決定から2～3ヶ月後、免責審問手続きにおいて裁判所に起こし頂くこととなります（八王子支部の場合）。免責審問が終わると、2週間程度で当事務所に免責するかどうかの決定の通知が来るのが通常です。無事、免責決定が出ますと、官報にお客様のお名前と住所が載り、それから2週間の間、債権者から異議がなければ確定することになります。

管財手続きの場合、通常、破産管財人との打ち合わせがあります。破産管財人との打ち合わせは、1回で終わることが多いですが、事案によっては何度もあることがあります。また、破産管財人は、財産や債権の調査、財産の換価・処分等を行います。

開始決定から数ヶ月後、債権者集会が行われます。これは、裁判官、破産管財人、お客様とその代理人弁護士、債権者が集まって、破産管財人の業務報告を聞いたり債権者が意見を述べるというものです。ただ、債権者集会とはいうものの、事業者の破産を除くと債権者が来るのはまれであり、破産管財人の報告で終わることが大半です。なお、個人破産や会社の破産でも小規模なものは裁判所で行います。

最後の債権者集会が終わると、免責手続きとなります。免責について破産管財人が意見を述べて書面を出し、その日の手続きはそれで終了となります。後は、裁判所が書面審理をし、結果を出します。その後は同時廃止の場合と同様です。

(5) 注意事項

債権調査及び、これまでのところで述べたことその他、以下のご注意点があります。

- ① 破産受任の場合、たとえ債権調査を先行して行うにしても全債権者への返済はしないで下さい。破産手続においては、全債権者を債権額に応じて平等に扱うことが予定されています（債権者平等の原則）。偏った返済はこの平等原則に反することになり、免責不許可事由ともなります。この偏った返済を偏波弁済といい、親族、友人、仲の良かった取引先等への返済を優先的に行い、この偏波弁済に当たってしまうことがあります。

もともと、例外的に一部債権者への返済が認められることがあります。例外的な返済については、当事務所の指示に従うようにしてください。

- ② 免責不許可事由に当たることをしないようにしてください。すでにやってしまったものについては正直にご申告ください。

免責不許可事由としては、先に述べたとおり、①財産の隠匿、②浪費やギャンブルによって財産を減少させた場合、③違法高利金融（闇金）から違法金利で借入をしたり、クレジットカードの物販枠で買った商品を直ちに売って現金化（換金）するなどして負債を大きくした場合、④取り込み詐欺を行った場合、⑤帳簿等を偽造・変造した場合、⑥裁判所や破産管財人の求める説明に答えないなど破産手続に協力的でない場合、⑦虚偽の説明があった場合などが上げられます。また、⑧過去7年以内に破産手続を行っていることも免責不許可事由に当たります。

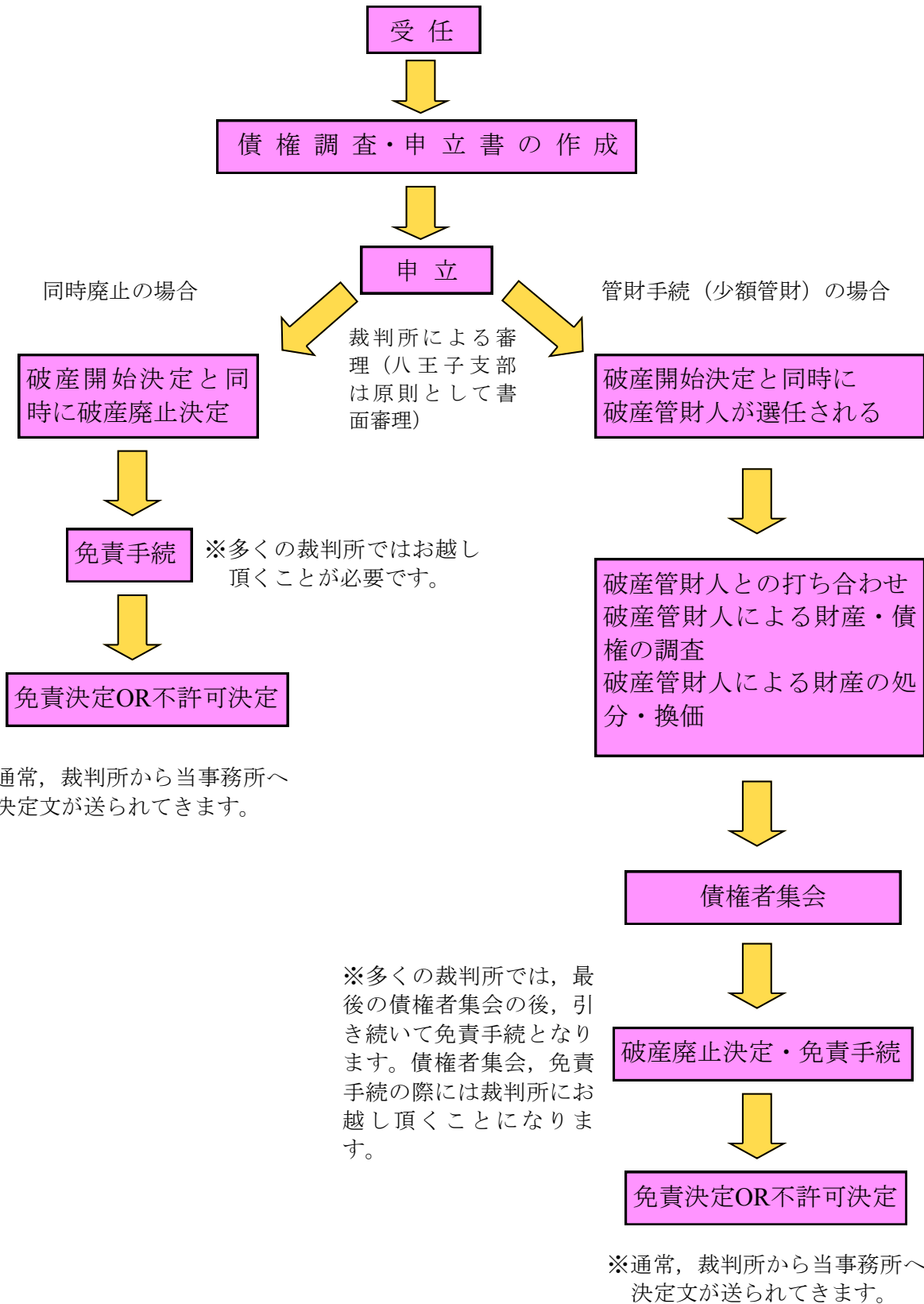
- ③ 破産の場合、破産開始決定がなされると資格制限をうけます（後述）。また、破産管財人がつく場合、手続き中は裁判所は破産管財人の許可なくして旅行や引っ越しができなくなります。

- ④ 官報にお名前と住所が載ります。官報とは、国が出している新聞で、法律の制定、施行や改正、公務員の人事などが載っているものですが、一般の人でこれを見る人は非常に限られているといえるでしょう。

- ⑤ 破産管財人がつく場合、郵便物が破産管財人に転送されます。公共料金の支払いをコンビニ等で行っている場合、請求書が自宅に送られてこないことになってしまうので、借入れのない金融機関の口座からの自動引落としによる支払いにする必要があります。

- ⑥ その他、受任の際にお渡しする注意事項及び、当事務所の指示に従うようにして下さい。

同時廃止と管財手続（少額管財）の流れ



(6) 資格の制限について

破産開始決定がなされた場合、以下の資格等について制限を受けます。なお、以下の資格は主なもので、他にも制限を受けるものがあります。資格をお持ちの方は申立前までに確認の上、手続を進めるかご検討下さい。

【資格・事業の制限】

弁護士，司法修習生，弁理士，司法書士，土地家屋調査士，不動産鑑定士，不動産鑑定士補，公認会計士，公認会計士補，税理士，社会保険労務士，行政書士，中小企業診断士，通関士，外国法事務弁護士，宅地建物取引主任者，旅行業務取扱主任者，公証人，人事院の人事官，国家公安委員会委員，都道府県公安委員会委員，国際委員会委員，検察審査員，公正取引委員会の委員長及び委員，教育委員会委員，簡易郵便局長，商工会議所会員，商工会の役員，商品取引所会員，商品取引所役員，証券取引外務員，商品投資販売業，商品投資顧問業，証券業，外国証券業者，証券金融会社の役員，金融先物取引所会員（法人），信託会社，信託における受託者，公営企業金融公庫役員，住宅金融公庫役員，国民生活金融公庫役員，環境衛生金融公庫役員，中小企業金融公庫役員，中小企業信用保険公庫役員，農林漁業金融公庫役員，北海道東北開発公庫役員，沖縄振興開発金融公庫役員，信用金庫等の役員，社会保険審査会委員，農水産業共同組合貯金保険機構運営委員会委員，漁船保険組合の組合員，漁業信用基金協会会員，船主相互保険組合，日本銀行の役員，政策委員会任命委員，日本政策投資銀行役員，抵当証券業者，土地収用委員及び予備委員，都道府県公害審査会の委員，預金保険機構運営委員会委員，投資顧問業，補償コンサルタント，貸金業者，割賦購入あっせん業者，質屋，生命保険募集人及び損害保険代理店，一般労働者派遣事業者，労働保険審査会の委員，港湾労働者派遣事業の事業主，港湾労働者雇用安定センター，旅行者，警備員，警備業者，警備員指導教育責任者等，警備員等の受検，不動産鑑定業者，不動産特定共同事業を営もうとする者，一般建設業，特定建設業，建築士事務所開設者，建築設備資格者，建築審査会の委員，建設工事紛争審査会の委員，測量業者，土地鑑定委員，地質調査業者，共同鉱業権者，下水道処理施設維持管理業者，公害等調整委員会委員長及び委員，風俗営業を営もうとする者，風俗営業の営業所管理者，風俗環境浄化協会調査員，一般廃棄物処理業者，産業廃棄物処理業者，特別管理産業廃棄物処理業者，通関業，鉄道事業，索道事業，宇宙開発委員会委員，卸売業者，塩販売人，製造たばこの特定販売業の登録，製造たばこの特定販売業者，日本中央競馬会の役員，地方競馬全国協会の役員，調教師，騎手，国際観光レストラン，有位者（受勲者），アルコール普通売捌人，科学技術会議議員，原子力委員及び原子力安全委員，宅地建物取引業

【民法上の資格制限】

代理人，後見人，成年後見監督人，保佐人，遺言執行者

【会社法上の資格制限】

株式会社及び有限会社の取締役・監査役（ただし，理論的には再度就任はできる。），合名会社および合資会社の社員

5 民事再生

- (1) 民事再生とは、裁判所の監督の下、債権者の多数の同意を得て（個人再生手続の場合、多数債権者の同意は擬制的な面がありますが）負債を強制的にカットする手続です。これには、①主に中規模以上の事業者を対象とする通常の民事再生、②小規模な事業者と個人を対象とする小規模個人再生手続（以下「個人再生」といいます。）、③給与所得者再生があります。そして、②個人再生と③給与所得者再生には、i 住宅ローン特例を利用する場合と ii 利用しない場合があります。

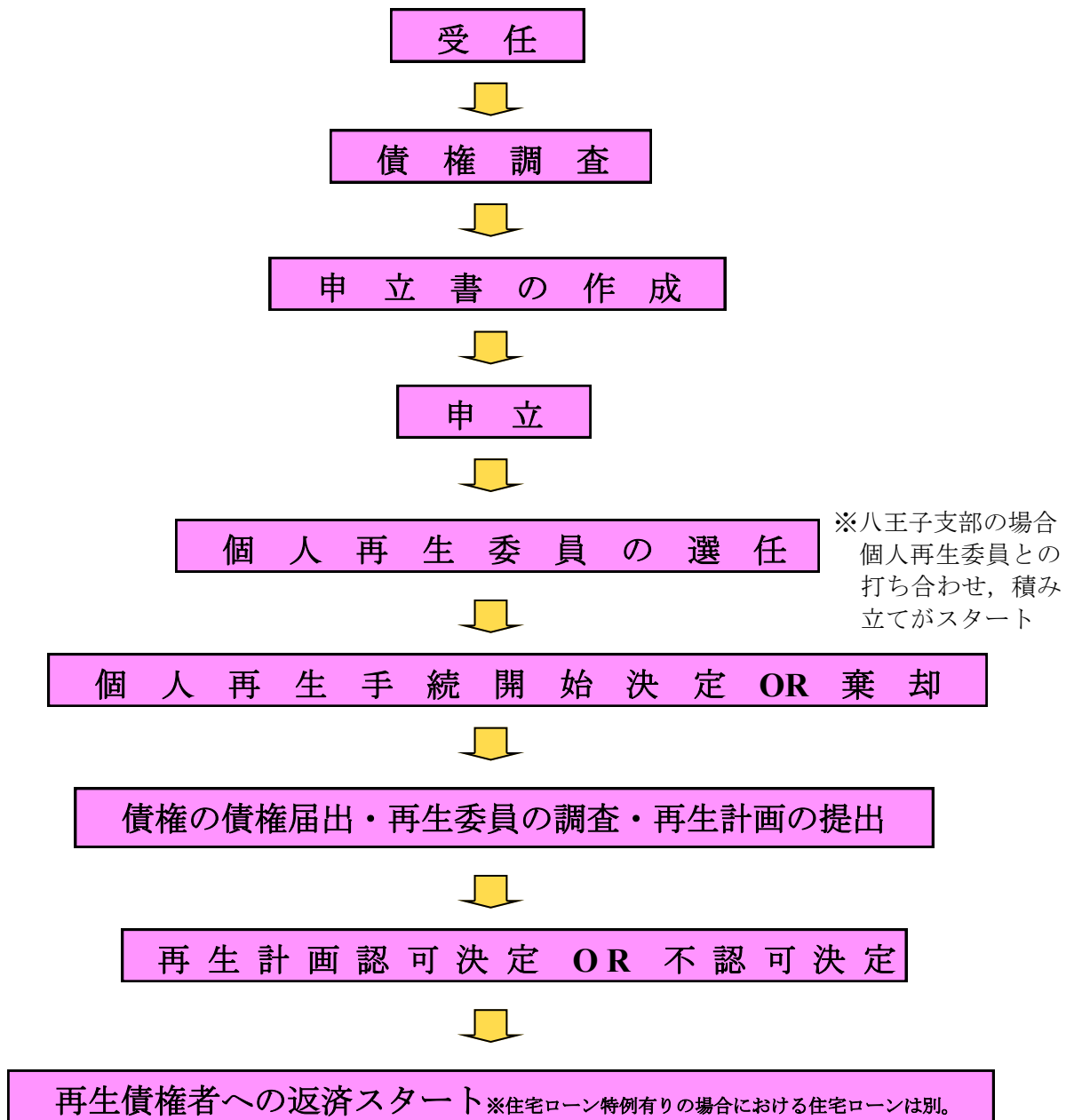
この民事再生は再建型手続といわれるものです。ちなみに再建型手続には他に会社更生というものがありますが、これは主に大きな会社を対象としたものであって、使える事業者は非常に限られます（手続が厳格で費用の負担が大きいのです）。

裁判所の力を借りる点及び、全ての債権者を対象とする点で破産に近いものがあります（手続にも似ている部分が多々あります。）。しかし、大幅な負債のカットがあるとはいえ返済を伴う点及び、財産の処分は要求されない点で（ただし、**民事再生は会社更生と異なり、担保の実行は原則として拘束されません**。担保の付いているものは担保の実行により失われるのが通常です。）任意整理に近い面もあります。多少、乱暴ではありますが、民事再生は、任意整理と破産の中間的な制度であると考えると分かりやすいでしょう。

なお、住宅ローン特例とは、住宅ローン以外の負債を裁判所の力を借りて大幅にカットするも、住宅ローンについては支払いを続け、その代りに住宅の抵当権は拘束され、住宅を手放さなくてよい、というものです。民事再生上、例外的に担保権の行使を制限する制度といえます。使える場合が限られますのでご相談下さい。

以下、利用されることの多い個人再生を中心に説明いたします。

(2) 個人再生の手続の流れ



前ページの図は、個人再生手続を示したものです。まず、申立をしますと、開始決定がなされる前に個人再生委員が選任されることとなります（八王子支部の場合）。開始決定の前に個人再生委員が選任されるのが破産手続きとの違いです。

個人再生委員が選任されますと、個人再生委員との打ち合わせがあります。この際、積み立て、という作業が必要になります。個人再生は再生計画が認可決定を受ければ大幅に負債がカットされますが、逆にいいますと、減額された金額は返済を行う必要があります。そこで、個人再生においてはあらかじめ返済能力があるかを見極めるための一つの資料とするため、再生計画認可決定が得られたのであれば必要となるであろう毎月の返済額を、あらかじめ個人再生委員の口座に毎月振り込んでいくのです（ちなみに、個人再生委員を選任せずに積み立てを行う裁判所では、代理人事務所で積み立て用口座を用意し、それに振り込んで頂くのが一般的です。）。なお、積み立てた金額の一部は個人再生委員費用として個人再生委員の報酬となります（八王子支部の場合、現在のところ15万円です。）。

個人再生委員との最初の打ち合わせの後、個人再生委員、裁判所とも特に問題がないと判断すれば個人再生の開始決定が出ます。この開始決定から個人民事再生手続きが法的には始まります（実際には個人再生委員が選任された段階で始まっていると言えるのですが。）。開始決定後、個人再生委員は、財産や債権の調査を行います。また、再生債務者（お客様です。）は、再生計画案を個人再生委員や裁判所に提出し（実際に再生計画案を作成するのは当事務所です。）、債権者の過半数または合計して総債権額の2分の1を超える債権を有する債権者の反対がなく、その他、裁判所が再生計画案の認可に問題がないと判断したときに、裁判所が再生計画の認可決定を下すこととなります。この再生計画は、通常、減額された負債総額を3年間（36回）で返済します。

申立ててから再生計画認可決定までは、半年程度かかることが多いです。認可決定後は、お客様から各債権者に対し、再生計画にそった返済を行って頂く必要があります。

(3) 住宅ローン特例について

先にも少し述べましたが、住宅ローン特例とは、住宅ローンは負債のカットなどをせずにそのまま払い続け、代わりに抵当権の設定された住宅を維持するというものです。しかし、この制度を用いることができるケースは限られます。以下、住宅ローン特例を利用できない主なケースを述べます。

① 住宅ローンの滞納により、保証会社による代位弁済がなされているケース

この場合、代位弁済から6ヶ月以内に申立をする必要がありますが、申立てまでには債権調査等を行わなければならないので、住宅ローンの滞納がある場合の住宅ローン特例の利用は決して容易ではありません。また、申立後、再生計画認可決定までに住宅ローンの滞納を解消していない場合や固定資産税の滞納がある場合（少なくとも役所と分納の合意ができていない場合）、やはり再生計画の認可を得るのは難しいといえます。

② アンダーローンのケース

住宅ローンの残価よりも住宅の資産価値の方が大きい場合、この制度の利用は難しいことが多いです（民事再生には、持っている資産価値相当額については債権者に支払わなければならないという価値判断があり、アンダーローンですと返済額が大幅に上がってしまう可能性が高いのです。）。すなわち、住宅ローン特例はオーバーローン状態またはアンダーローン状態でも多少に留まる場合でなければ利用が困難と言えます。

③ お客様が現に居住している住宅以外の不動産のケース

住宅ローン特例はあくまで現に居住している住宅を対象にするものです。事業用の不動産の場合には適用がされません。また、単身赴任等で家族は対象住宅に住んでいるが、お客様は遠方の別の賃貸物件に住んでいるようなケースでも利用できません。自宅兼事務所のようなケースでは、居住面積が建物の2分の1以上であることが必要です。

④ 住宅に住宅ローン以外の担保が設定されている場合

例えば、事業用資金の借入れのための抵当権がついている場合です。住宅ローン特例は、土地を含めた住宅の購入資金を分割払いの約定で借入れた場合及び、リフォームローンを分割払いの約定で借入れた場合でなければ利用できません。根抵当権であっても住宅ローンのみを担保するものであれば住宅ローン特例を利用できますが、通常、そのようなことはまれであるといえます。根抵当権は事業者の住宅に設定されていることが多いですが、給与所得者であっても設定されていることがあります。この場合、カードローンについても担保するために根抵当権が設定されていたりするのですが、このようなケースですと住宅ローン特例は使えないこととなります。借り換えがあった場合も要注意で、借り換えの際、住宅ローンと自動車ローン等をまとめて一つにした場合にも利用できないこととなります。

⑤ 住宅ローンの抵当権が対象となる住宅のみならず他の物件にも設定されており、その他の物件に後順位抵当権が設定されている場合

例えば、ご自宅の住宅ローンの抵当権が、ご自宅のみならずご両親の家にも設定されていて、そのご両親の家に別の二番抵当権が設定されているケースです。このような場合には住宅ローン特例を使うことはできないとお考え下さい（住宅ローン特例をもってご自宅の抵当権の実行を止めても、住宅ローン会社はご両親の家についている担保を実行できるのですが、すると、ご両親の家に二番抵当権を設定している抵当権者は、ご自宅の抵当権を住宅ローン会社に代わって行使する権利を取得するのです。そして、民事再生法は、この権利を保護したのです。）。

(4) 個人再生の注意点

債権調査及び、これまでのところで述べたことその他、以下のご注意点があります。

- ① 個人再生で受任した場合、債権調査を先行して行うにしても全債権者への返済はしないで下さい。個人再生においても、破産手続の場合と同様、全債権者を債権額に応じて平等に扱うことが予定されています（債権者平等の原則）。偏った返済はこの平等原則に反することになり、再生計画の不認可事由ともなりかねません。この偏った返済を偏波弁済といい、親族、友人、仲の良かった取引先等への返済を優先的に行い、この偏波弁済に当たってしまうことがあります。

もっとも、住宅ローン特例を用いる場合における住宅ローンの返済など、例外的に一部債権者への返済が認められることがあります。例外的な返済については、当事務所の指示に従うようにしてください。

- ② 個人再生においても、破産における免責不許可事由に当たらないようにしてください。すでにやってしまったものについては正直にご申告ください。

破産における免責不許可事由としては、先に述べたとおり、①財産の隠匿、②浪費やギャンブルによって財産を減少させた場合、③違法高利金融（闇金）から違法金利で借入をしたり、クレジットカードの物販枠で買った商品を直ちに売って現金化（換金）するなどして負債を大きくした場合、④取り込み詐欺を行った場合、⑤帳簿等を偽造・変造した場合、⑥裁判所や個人再生委員の求める説明に答ええないなど手続に協力的でない場合、⑦虚偽の説明があった場合などが上げられます。これらの事情が認められると再生計画が不認可とされることがあります。

- ④ 官報にお名前と住所が載ります。官報とは、国が出している新聞で、法律の制定、施行や改正、公務員の人事などが載っているものですが、一般の人でこれを見る人は非常に限られているといえるでしょう。
- ⑤ その他、受任の際にお渡しする注意事項及び、当事務所の指示に従うようにして下さい。

(5) 給与所得者再生について

ところで、サラリーマンの方の場合、給与所得者再生が気になるのではないのでしょうか。しかし、現在のところ、給与所得者再生はほとんど利用されていません。これは、サラリーマンであっても個人再生を利用でき、こちらの方が返済額を減額することができるからです。

もともと、給与所得者再生にも全くメリットがない訳ではなく、手続上、債権者の再生計画案に対する同意及び不同意の確認が要求されておらず、たとえ債権者の過半数または合計して総債権額の2分の1を超える債権を有する債権者の反対があったとしても再生計画の認可決定を得る余地があるのです。

この手続を用いるのは、大口債権者が再生計画案に反対しそうな場合に限られるでしょう。

(6) 通常の民事再生について

通常の民事再生は、ある程度大きな事業者（及び、そのオーナーら）を主な対象としたものです。通常の民事再生の場合、個々の案件ごとに対応が大きく変わってきますので、以下、簡単に主要な問題点だけを申し上げます。

① 経営陣の経営権が維持されることについて

この手続の特徴としては、開始決定があっても、原則的には役員（及び、そのオーナーら）の経営権が失われない点にあります（会社更生では更生管財人の選任によって経営権は更生管財人に移転します。）。とすると、経営者にとっては非常に都合のよい制度のように見えますが、必ずしもそうとはいえません。

先にも述べましたが、民事再生では担保権の行使は原則として担保権者の自由とされています。そして、民事再生の申立がなされると、事業の信用が大きく損なわれ、当然、担保権者は担保権を実行するのです。そこで、民事再生を遂行するためには担保権者と交渉し、担保権の実行を待ってもらうことが必要なのですが（一般に別除権協定と言われています。）、この交渉において、担保権者に経営陣の維持を認めてもらわなければならないのです。

② 信用について

民事再生を申立てるといことは、経済的信用性を大きく損なう行為ですから、現実問題として取引先が商品を納入しなくなるおそれがあります。少なくとも掛けでは商品を仕入れできなくなります。ですから、民事再生を申立てると、その後は現金で取引をしなければならず、そのためのキャッシュを用意しておく必要があります（逆に、ある程度の手元資金がないと民事再生を遂行するのは難しいでしょう。）。また、かなり大きな事業者であってもクレジットカード会社との取引が停止します。ゴルフ場のように顧客がカード決済することが多い事業はこの点に留意しておく必要があります。

では、失われた信用を取り戻すにはどうすればよいのか。ひとつの方法としてスポンサーを付けることが考えられます。同種事業者などで協力をしてもらえる方を探すのです。その方（会社）に新株を発行するなどし、事業に参加してもらい、そのスポンサーの信用で取引を継続するのです。

このスポンサー探しの方法ですが、お客様のお知り合いに頼む方法、主要取引金融機関になってもらう方法、監督委員（裁判所が弁護士の中から選任します。）に探してもらう方法、入札による方法（これは相当に事業価値が高い場合で、再生ファンドなどがスポンサーの地位を競うようなケースです。）などがあります。

なお、スポンサーの選定には事業価値の評価が必要になります。事業価値の評価は弁護士、公認会計士などが行うのが一般的です。

③ 債務免除益について

再生計画案の認可決定によって債務が免除されますと、債務免除益が発生し、税金が課税されます。青色繰越欠損金、白色災害欠損金の他、期限切れの欠損金の算入も一定要件下で認められますが、それでも課税を免れられないことがあります。

なお、規模の大きい民事再生の場合、当事務所のみならず他の事務所への協力を要請することになります。また、公認会計士、不動産鑑定士等への依頼も必要となります。

6 費用について

※税込み表示

※方針変更の場合、新方針によって報酬を決め直します。

※実費については別途ご請求致します。

※分割払いについてはご相談下さい。

● 任意整理

通常の金融業者	1件につき2万8350円
違法高利業者	1件につき2万1000円 10件を超える場合、超えた分につき 1万2600円

※銀行や信金（カードローン以外）・信用組合・ビジネス金融の場合、金額は別途ご相談となります。
※別途、約定負債額から和解によって減額された負債額を差し引いた金額の7.35%を報酬として頂きます（減額報酬）。

● 過払い報酬及び、財産を回収した場合の報酬

回収した過払い金及び、財産の21%

● 破産

弁護士報酬 30万4500円より

申立費用（印紙代、予納金等） 3万円

※債権者数等によって後日、増額となることがあります。事業者の場合、ご相談下さい。

管財人費用 20万1000円より（八王子の場合）

※後日、増額となることがあります。事業者の場合ご相談下さい。

日当（管財人・別除権者等との打ち合わせ）

2回目以降1回につき4万2000円

※事業者の場合、ご相談下さい。

日当（裁判所への出頭・同行）

2回目以降1回につき4万2000円

※事業者の場合、ご相談下さい。

● 民事再生

弁護士報酬（住宅ローン特例有りの場合） 50万4000円より

弁護士報酬（住宅ローン特例無しの場合） 39万9000円より

申立費用（印紙代，予納金等） 3万円

※後日，増額となる場合があります。事業者の方はご相談下さい。

個人再生委員費用 15万円

※後日，増額となる場合があります。事業者の方はご相談下さい。

日当（個人再生委員・別除権者等との打ち合わせ）

2回目以降1回につき4万2000円

※事業者の場合，ご相談下さい。

日当（裁判所への出頭・同行）

2回目以降1回につき4万2000円

※事業者の場合，ご相談下さい。

メ モ

鈴木徳太郎法律事務所

〒183-0022

東京都府中市宮西町2-22-5 鈴木屋ビル201

TEL : 042-316-6562 FAX : 042-351-6501

URL <http://www.fuchu-lawoffice.net>

E-mail : info@fuchu-lawoffice.net